厚生労働省
山口労働局

Press Release

厚生労働省山口労働局発表
令和５年８月７日（月）

担当
厚生労働省山口労働局労働基準部
労働基準部長　上　条　訓　之
賃金室長補佐　大　塚　　智
電　　話　083-995-0372

報道関係者各位

# 山口県最低賃金の 40 円引上げ、時間額 928 円に

## ～　山口県では６年ぶりに全会一致で結審　～

山口地方最低賃金審議会（会長　小林（こばやし）　友則（ともの り））は、本日８月７日、山口労働局長（名田（な だ）　裕（ゆたか））に対し、山口県最低賃金を 40 円引き上げ、時間額 928 円に改正するのが適当であるとの答申を行いました（別添１）。

この時間額 928 円は、現行の山口県最低賃金（888 円）を 40 円引き上げるもので、本年７月 28 日に中央最低賃金審議会から示された目安額（40 円）を参酌しつつ、県下の経済・雇用情勢や引上げに伴う影響の度合い等を慎重に審議し、答申がまとめられたものです。

なお、山口労働局長は、この答申を受けて、異議申出に関する手続等を経て、山口県最低賃金を改正決定することになります。改正額の効力発生日は、現時点では令和５年 10 月１日となる予定です。

最低賃金の引上げに伴う環境整備のための中小企業・小規模事業者に対する支援策として、山口労働局は、業務改善助成金を活用していただくため、８月及び９月を重点的に周知していくこととしています。

○ 業務改善助成金（別添2）

（問合せ先）山口労働局雇用環境・均等室（電話 083－995－0390）

助成金の申請を検討される事業主の方で、現行の最低賃金（888 円）近辺の事業場内最低賃金を引き上げる場合は、改正最低賃金の効力発生日の前日までに申請いただくとともに、申請日以降かつ効力発生日の前日までに事業場内最低賃金の引き上げを実施する必要があります。

（参考；山口県最低賃金額の推移（過去5年分））

| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 最低賃金額 | 829 円 | 829 円 | 857 円 | 888 円 | 928 円 |
| 対前年度上昇率 | 3.4% | 0% | 3.4% | 3.6% | 4.5% |
| 対前年度上昇額 | 27 円 | 0円 | 28 円 | 31 円 | 40 円 |

※最低賃金には「地域別最低賃金」と「特定（産業別）最低賃金」の２種類がありますが 、両方の最低賃金が同時に適用される場合は、高い方の最低賃金額が適用されます。

別添１

(写)

令和５年８月７日

山口労働局長
　　名田　裕　殿

山口地方最低賃金審議会
会長　小林　友則

山口県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和５年７月６日付け山口労発基 0706 第１号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、全会一致をもって別紙１のとおりの結論に達したので答申する。

また、別紙２のとおり令和４年 10 月 13 日改正発効の山口県最低賃金（時間額 888 円）は令和３年度の山口県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、当審議会の要望事項及び山口地方最低賃金審議会山口県最低賃金専門部会の審議状況を明らかにするため、別紙３の「山口県最低賃金の改正決定に関する報告書」を添付する。

別紙１

山口県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

１　適用する地域

　　山口県の区域

２　適用する使用者

　　前号の地域内で事業を営む使用者

３　適用する労働者

　　前号の使用者に使用される労働者

４　前号の労働者に係る最低賃金額

　　１時間９２８円

５　この最低賃金において賃金に算入しないもの

　　精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

６　効力発生の日

　　令和５年１０月１日

別紙２

## 山口県最低賃金と生活保護との比較について

１　地域別最低賃金

（１）件　　名　　山口県最低賃金

（２）最低賃金額　　時間額 888 円

（３）発　効　日　　令和４年 10 月 13 日

２　生活保護水準

（１）比較対象者

18～19 歳・単身世帯者

（２）対象年度

令和３年度

（３）生活保護水準

生活扶助基準（第１類費＋第２類費＋期末一時扶助費）の山口県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（91,170 円）。

３　生活保護に係る施策との整合性について

上記１の（２）に掲げる金額の１か月換算額（注）と上記２の（３）に掲げる金額とを比較すると山口県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（注）１か月換算額

888 円（山口県最低賃金）×173.8（１か月平均法定労働時間数）

×0.816（可処分所得の総所得に対する比率）＝125,937 円

別紙３

（写）

令和５年８月７日

山口地方最低賃金審議会
　　会長　小林　友則　殿

山口地方最低賃金審議会
山口県最低賃金専門部会
部会長　難波　利光

山口県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和５年７月６日、山口地方最低賃金審議会において付託された山口県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙１のとおりの結論に達したので報告する。

また、審議において、労働者代表委員からは、連合リビングウェイジで示された時間額は 1,020 円であることから、現状の最低賃金は生活する上で最低限必要な賃金水準になく、さらに急激な物価上昇で生活が圧迫されていることや近隣県との地域間格差の是正のため、目安額以上の引上げが必要との意見が表明された。

一方、使用者代表委員からは、県内の中小企業・小規模事業者がおかれている厳しい現状等の中、中小企業における春闘の賃上げ率以上の最低賃金引上げとなることに対して、特に人件費増加に対する価格転嫁が実現出来ていないこと、県内の大半を占める、地域経済の主要な担い手である中小企業・小規模事業者の持続的発展との両立を図る必要があること、さらには、今後の事業継続への不安等、厳しい意見が表明された。

具体的な審議経過については、別紙２のとおりである。

また、別紙３のとおり平成 20 年８月６日付け中央最低賃金審議会の答申「平成 20 年度地域別最低賃金額改定の目安について」の考え方に基づき最新のデータにより比較したところ、令和４年 10 月 13 日発効の山口県最低賃金（時間額 888 円）は、山口県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、最低賃金引上げにより最も影響を受ける中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう人件費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた取組の強化を要望する。

さらには、近年の大幅な最低賃金引上げに伴い、年収要件内での労働時間とするため、就業調整による労働現場での混乱を回避するためにも、発効日の見直しが必要とも考えられるが、発効日が各県ごとに異なる場合に、労働者の総賃金額に地域間格差が生じることから目安制度の在り方に関する全員協議会で示すような地方最低賃金審議会で各々の発効日を決めることは困難である。よって、今後は、国や中央最低賃金審議会が発効日のあり方について早急に検討することを要望する。

本件審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

（公益代表委員）

部　会　長　　難　波　利　光

部会長代理　　神　保　和　之

小　林　友　則

（労働者代表委員）

大　原　敬　典

宮　本　晴　充

横　山　　崇

（使用者代表委員）

阿　野　徹　生

藏　藤　共　存

坂　本　竜　生

（五十音順）

（別紙１）

# 山口県最低賃金

１　適用する地域

　山口県の区域

２　適用する使用者

　前号の地域内で事業を営む使用者

３　適用する労働者

　前号の使用者に使用される労働者

４　前号の労働者に係る最低賃金額

　１時間 928 円

５　この最低賃金において賃金に算入しないもの

　精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

６　効力発生の日

　令和５年 10 月１日

（別紙２）

# 地域別最低賃金額改正に関する専門部会の経過報告

## ●はじめに

令和５年度の地域別最低賃金額改正については、４回の専門部会の中で、労働者側、使用者側から、最低賃金近傍の労働者や中小企業・小規模事業者の状況等を踏まえた改正額について真摯な議論がされ、審議を尽くしたところである。

また、生活保護費と最低賃金の比較について、平成 20 年８月６日付け中央最低賃金審議会の「平成 20 年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方に基づき比較したところ、令和４年 10 月 13 日発効の山口県最低賃金・時間額 888 円は、山口県の生活保護費を下回っていなかったことが確認された。

## ●専門部会は４回開催され、その専門部会における労使の主な主張は以下のとおりであった。

## ●労働者側主張

**<u>第２回専門部会では、</u>**

１　山口市消費者物価指数は、本年５月現在、同指数「総合」で 105.8、前年同月と比べると 3.6%上昇している。同指数「生鮮食品を除く総合」で 105.6、前年同月比 3.5%の上昇など、昨年から継続している物価上昇により、更なる生活者の支出が増加していることから、昨年以上の賃金引上げが必要である。

２　中央最低賃金審議会において、40 円の目安額が示されたが、労働者側としても、まず、「連合リビングウェイジ」で示された時間額 1,020 円を早期に到達する必要があるため、引上げ金額については、現在の山口県最低賃金額 888 円が、「連合リビングウェイジ」で示した時間額 1,020 円と比較すると 132 円足りないものであり、３年間で到達するためには、年間 44 円の賃金引上げが必要であり、目安（40 円）+4 円、44 円の引き上げを提示する。

との主張がされました。

**<u>第３回専門部会では、</u>**

１　最低賃金法第９条２項に基づく３要素のうち、「賃金」について、令和５年の春闘の賃金引上げ率は全体で 3.79%、300 人以上の企業の賃金引上げ率は 3.91%となり高水準である。

また、山口県の賃金指数において、実質賃金は-３%となっており、物価上昇率が賃金上

昇率よりも高くなっていることから、更なる賃金引上げが必要である。

次に、「労働者の生計費」については、本年１月から国の「電気・ガス価格激変緩和措置」が 10 月以降は終了する予定であり、消費者物価指数が１％を超え、4.6%以上になるおそれがある。また、８月以降も食料品を中心に値上がりが予定されているため、最低賃金近傍の労働者の生活は更に苦しくなる予想される。

最後に、「通常の事業の支払い能力」とは、個々の企業の支払い能力ということではないと認識しており、また、「法人企業景気予測調査結果（中国財務局山口財務事務所）」によると、令和５年度の経常利益は前年度比 35.1%の増益見込みと支払い能力は担保されている。

２　県内の若者の転入超過率（2022 年）が-4.4%と転出超過の状況であり、人材流出に歯止めをかけるため、最低賃金引き上げが必要である。

３　第２回専門部会で提示した引上げ額 44 円の主張については、今回、中小企業・小規模事業者の厳しい経営環境にあることの主張を踏まえ、43 円に歩み寄りたい。

との主張がされました。

<u>第４回専門部会では、</u>

１　直近数か年の審議結果における最低賃金引上げ額が急激であることは承知しており、中小・小規模事業者が大変な苦労をされていることは承知している。よって、目安額である 40 円まで歩み寄りたい。

２　春闘の結果は４月に判明し６月にはある程度必要な内容が見えてくるため、10 月１日発効でも年内の調整に向けて企業は準備ができるはずである。発効日は昨年も遅れたが、労働組合が存在しない会社においては、発効後の遡及払いが困難であることから１日でも早い発効を希望する。

との主張がされました。

●使用者側主張

<u>第２回専門部会では、</u>

１　最低賃金改定に向けた基本的認識であるが、地域別最低賃金は、最低賃金法第９条に定める「地域別最低賃金の原則」に沿って、３要素を勘案して納得感のある水準として決定されるものでなければならない。したがって、これら３要素に係る県内のデータや各種調査結果を評価し、一定の金額を導き出すことが必要であり、その上で、中賃において示さ

れた目安額を参考とし結論を得ることになる。

まず、「賃金」については、本県における 300 人未満の中小企業の春闘の賃金引上げ率が 2.79%であり、また、賃金改定状況調査によると、本県を含む B ランクの賃金上昇率は 2.0%となっており、いずれの指標も昨年より増加している。

「労働者の生計費」については、山口市消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」の前年同月比は、直近の令和５年６月は 3.5%となっており、昨年来３%を超える高い水準が続いてきているが、今年に入り低下している。

「通常の事業の賃金支払能力」については、各種経済統計データによると、全体的には、「県内景気は持ち直している」との判断であるが、事業者数・労働者数の多くの割合を占め、最低賃金の影響を多く受ける中小企業・小規模事業者に関しては、景況判断は未だマイナスである。また、原材料費やエネルギー価格の高騰に加え、コロナ禍で売上が減少した企業への実質無利子・無担保の「ゼロゼロ融資」返済が本格化し事業継続が困難となる事業者が発生する懸念がある。

２　物価上昇や人手不足等の厳しい事業環境の中で労働者の処遇改善は重要であるが、県内の大半を占める中小企業・小規模事業者の持続的発展との両立を図ることが重要である。

３　具体的引上げ率としては、県内中小企業の春闘の賃金引上げ率 2.79%がより実情に近いと考えており、この春闘の賃金引上げ率に３月以降の物価上昇分 0.8%を賃金引上げ率に加算した約 3.6%から導いた 32 円を引き上げ額として提示する。

４　労働者側の主張の引上額 44 円がどのデータを根拠にしているのか明確に説明して欲しいし、「連合リビングウェイジ」を賃金引上げの根拠とすることが理解できない。

５　「価格転嫁状況及び賃金引上げに関する調査結果について（山口県中小企業団体中央会）」が中小企業・小規模事業者の実態を示すものであるため、特に確認頂きたい。多くは労働力の確保・定着のため賃金引上げが必要であると認識があるものの、先行きは依然として不透明な状況が続くことから、定期昇給はともかくベースアップ等の賃金引上げは困難な状況である。

６　政府が用意する賃金引上げ関連の助成金についても、設備投資のための自己財源を前提としており、申請が困難な事業者も多い。

との主張がされました。

**<u>第３回専門部会では、</u>**

１　労働者側委員が主張する「通常の事業の支払い能力」の根拠データとする中国財務局山

口事務所が作成した「法人企業景気予測調査結果」の回答企業は、約 100 社であり、この約 100 社の内訳は大企業 24 社、残りが中堅・中小企業の回答となっている。大企業の経常利益は、50.8%と大きく増益している一方、中堅企業の経常利益は－26.6%、中小企業の経常利益は－16.5%となっている。最低賃金近傍で働く労働者が多いのは、中堅・中小企業であり、「経常利益が増益となっており、通常の事業の支払い能力」が担保されているとすることの根拠データとして適切ではない。

原材料費の価格転嫁は進んでいるものの、人件費までの転嫁ができていないなど十分ではなく収益を圧迫している。企業が実際に実施している賃金引上げについても人手不足対策としての「防衛的賃上げ」である。

2　労使交渉の結果である春闘の賃金引上げ率 2.79%が３要素を最もよく考慮したものであると認識している。

3　公益委員から「人材確保の観点からも、広島県等の近隣県との賃金格差是正のために提示額を再度検討頂きたい。」との提案があったが、本県における３要素の状況を踏まえ、妥当な額として提案した 32 円増について理解して頂いた上での提案ということであれば再検討することとし、検討した結果、昨年 10 月から本年６月までの山口市消費者物価指数の上昇の影響分として 1.4%を算出している。春闘の賃金引上げ率 2.79%にこれを加算して導いた 37 円を再提示する。

4　公益委員から「対前年比物価上昇率の平均値で算出した物価上昇を加味すると 38 円でも実質賃金は現状維持にすぎないため、これ以上の引き上げを検討頂きたい。」との再提示があったが、対前年比物価上昇率の平均値を賃金引上げ額の根拠とする理由が明確ではない。

5　発効日については、部会長から説明があったとおり、10 月１日発効が本当に適当かという点について本質的議論を行う必要がある。10 日１日発効ありきではなく、審議の結果で決まるものであることから、公労使で丁寧な議論を行っていきたい。

との主張がされました。

**<u>第４回専門部会では、</u>**

1　県内 29 人以下の春闘の賃金引上げ率は 1.82%と低く、これは「通常の事業の支払い能力」を加味されており、同事業者の実態が反映されていることを理解頂きたい。

2　公益委員から「広島県が目安額とおりの 40 円で決着があったため提示額を再度検討頂きたい。」との再度の提案があったが、広島県との賃金格差が最低でも広がらない金額で

ある 40 円を引上げ額として再度提示する。ただし、この金額が歩み寄れる上限額である。

3　発効日に関しての提案であるが、本日結審すれば、10 月 1 日発効となるわけであるが、使用者側の支払いに向けた準備期間が必要であるし、参考人意見陳述でもあったように昨年も半数が勤務短縮をしており、本年も 10 月 1 日発効となると年末に向けて年収要件内での労働時間とするため、更なる労働時間短縮（就業調整）が必要であることから労働現場では混乱を招く懸念がある。

4　他県の発効日が続々と 10 月１日に決まっている中で、山口県のみが翌年１月１日発効とすることは現実的ではないものの、将来的には翌年１月１日発効とすることが望ましい。

5　発効日が異なる場合に労働者の総賃金額に地域間格差が生じることや、各県では横並びを意識する等の問題があるため、目安制度の在り方に関する全員協議会で示すような地方最低賃金審議会で各々の発効日を決めることは困難である。よって、今後は、中央最低賃金審議会が発効日の目安を示すことが必要である。

改正日の目安も１月１日と示されれば、他県とのバランス、年収の壁の解消に繋がると考えている。このような意見があることを、答申の中で将来的に国や中央最低賃金審議会で発効日について検討すべきと要望する。

との主張がされました。

**●意見の一致**

以上のとおり、労働者側・使用者側の主張を踏まえ、公益委員として意見を取りまとめた結果、公労使で意見が一致したところである。

（別紙３）

# 山口県最低賃金と生活保護との比較について

## １　地域別最低賃金

（１）件　　名　　山口県最低賃金
（２）最低賃金額　　時間額 888 円
（３）発　効　日　　令和４年 10 月 13 日

## ２　生活保護水準

（１）比較対象者
　　18～19 歳・単身世帯者
（２）対象年度
　　令和３年度
（３）生活保護水準
　　生活扶助基準（第１類費＋第２類費＋期末一時扶助費）の山口県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（91,170 円）。

## ３　生活保護に係る施策との整合性について

　　上記１の（２）に掲げる金額の１か月換算額（注）と上記２の（３）に掲げる金額とを比較すると山口県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（注）１か月換算額
　　888 円（山口県最低賃金）×173.8（１か月平均法定労働時間数）
　　×0.816（可処分所得の総所得に対する比率）＝125,937 円

別添2

# 令和５年度業務改善助成金のご案内

※申請期限：令和６年１月31日
（事業完了期限：令和６年２月28日）

## 業務改善助成金とは？

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

**事業場内最低賃金の引き上げ** ＋ **設備投資等**（機械設備導入、コンサルティング、人材育成・教育訓練など） ▶ **業務改善助成金を支給（最大600万円）**

※ 事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立てて申請いただき、交付決定後に計画どおりに事業を進め、事業の結果を報告いただくことにより、設備投資等にかかった費用の一部が助成金として支給されます。

## 対象事業者・申請の単位

- **中小企業・小規模事業者**であること
- **事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内**であること
- 解雇、賃金引き下げなどの**不交付事由がない**こと

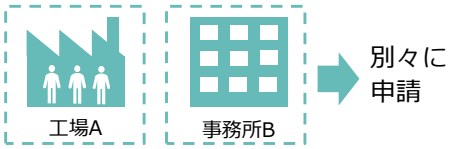


➡ 以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立て、（工場や事務所などの労働者がいる）**事業場ごとに申請**いただきます。

## 対象となる設備投資など

助成対象事業場における、**生産性向上に資する設備投資等**が助成の対象となります。
また、一部の事業者については、**助成対象となる経費が拡充されます。**

| 経費区分 | 対象経費の例 |
|---|---|
| 機器・設備の導入 | ・POSレジシステム導入による在庫管理の短縮<br>・リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮 |
| 経営コンサルティング | 国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し |
| その他 | 店舗改装による配膳時間の短縮 |

助成対象経費の拡充や助成対象経費の具体例（「生産性向上のヒント集」）について、詳しくは、リーフレット中面をご覧ください。

## 助成金額の計算方法

助成される金額は、生産性向上に資する設備投資等にかかった費用に一定の助成率をかけた金額と助成上限額とを比較し、いずれか安い方の金額となります。

＜例＞
○事業場内最低賃金が863円
　→助成率9/10
○8人の労働者を953円まで引上げ（90円コース）
　→助成上限額450万円
○設備投資などの額は600万円

540万円（＝600万円×9/10）（設備投資費用×助成率） ＞ **450万円**（＝助成上限額）（90円コースの助成上限額）

➡ **450万円**が支給されます。

**申請の流れや注意事項は裏面をチェック！**

**助成上限額や助成率などの詳細は中面をチェック！**

## 助成上限額・助成率

### 助成上限額

| コース区分 | 事業場内最低賃金の引き上げ額 | 引き上げる労働者数 | 助成上限額 | |
|---|---|---|---|---|
| | | | 右記以外の事業者 | 事業場規模30人未満の事業者 |
| 30円コース | 30円以上 | 1人 | 30万円 | **60万円** |
| | | 2～3人 | 50万円 | **90万円** |
| | | 4～6人 | 70万円 | **100万円** |
| | | 7人以上 | 100万円 | **120万円** |
| | | 10人以上※ | 120万円 | **130万円** |
| 45円コース | 45円以上 | 1人 | 45万円 | **80万円** |
| | | 2～3人 | 70万円 | **110万円** |
| | | 4～6人 | 100万円 | **140万円** |
| | | 7人以上 | 150万円 | **160万円** |
| | | 10人以上※ | 180万円 | 180万円 |
| 60円コース | 60円以上 | 1人 | 60万円 | **110万円** |
| | | 2～3人 | 90万円 | **160万円** |
| | | 4～6人 | 150万円 | **190万円** |
| | | 7人以上 | 230万円 | 230万円 |
| | | 10人以上※ | 300万円 | 300万円 |
| 90円コース | 90円以上 | 1人 | 90万円 | **170万円** |
| | | 2～3人 | 150万円 | **240万円** |
| | | 4～6人 | 270万円 | **290万円** |
| | | 7人以上 | 450万円 | 450万円 |
| | | 10人以上※ | 600万円 | 600万円 |

※ 10人以上の上限額区分は、特例事業者が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

### 助成率

| | |
|---|---|
| 870円未満 | 9/10 |
| 870円以上920円未満 | 4/5(9/10) |
| 920円以上 | 3/4(4/5) |

（　）内は生産性要件を満たした事業場の場合

### 特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。なお、②・③に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。

| | |
|---|---|
| ① 賃金要件 | 申請事業場の事業場内最低賃金が920円未満である事業者 |
| ② 生産量要件 | 売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近３か月間の月平均値が前年、前々年または３年前の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者 |
| ③ 物価高騰等要件 | 原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前３か月間のうち任意の１か月の利益率が３%ポイント※以上低下している事業者 |

※「%ポイント（パーセントポイント）」とは、パーセントで表された２つの数値の差を表す単位です。

## 「引き上げる労働者数」の数え方

▶ 事業場内最低賃金である労働者
▶ 事業場内最低賃金である労働者の賃金を引き上げることにより、賃金額が追い抜かれる労働者

が「引き上げる労働者」に算入されます。
（ただし、いずれも申請コースと同額以上賃金を引き上げる必要があります。）

＜例：事業場内最低賃金900円の事業場で30円コースを申請する場合＞

Ａ：事業場内最低賃金である労働者なので、「引き上げる労働者」に**算入可**
Ｂ：**申請コース以上賃金を引き上げていない**ので、**算入不可**
Ｃ：Ａに賃金額が追い抜かれる労働者であり、かつ、申請コース以上賃金を引き上げているので、**算入可**
Ｄ：既に**引上げ後の事業場内最低賃金以上**なので、**算入不可**

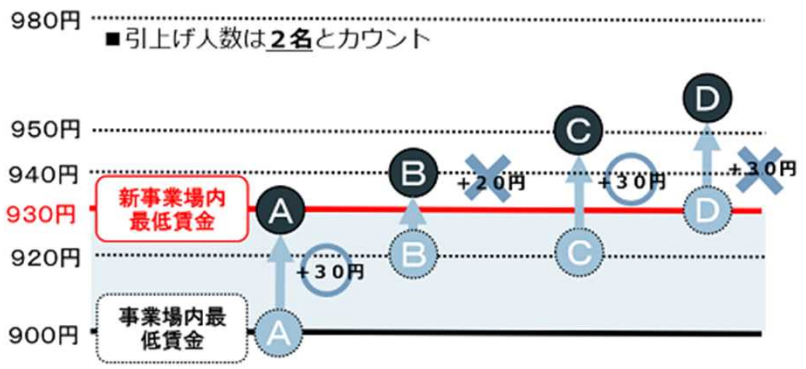


**＜事業場内最低賃金とは？＞**

事業場で最も低い時間給を指します。（ただし、業務改善助成金では、雇入れ後３か月を経過した労働者の事業場内最低賃金を引き上げていただく必要があります。）
事業場内最低賃金の計算方法は、地域別最低賃金（国が例年10月頃に改定する都道府県単位の最低賃金額）と同様、最低賃金法第４条及び最低賃金法施行規則第１条又は第２条の規定に基づいて算定されます。
ご不明点があれば、管轄の労働局雇用環境・均等部室または賃金課室までお尋ねください。

## 助成対象経費の拡充

特例事業者のうち、②生産量要件または③物価高騰等要件に該当する場合、助成対象となる生産性向上に資する設備投資等として認められていないパソコン等や一部の自動車も助成対象となります（パソコン等は新規導入に限ります）。
また、生産性向上に資する設備投資などに「関連する経費」※も、この設備投資等の額を上回らない範囲で助成対象となります。

| 助成対象経費 | 一般事業者 | 特例事業者（②・③のみ） | 助成対象経費の例 |
|---|---|---|---|
| 生産性向上に資する設備投資等 | ○ | ○ | リーフレットのオモテ面をご覧下さい。 |
| 生産性向上に資する設備投資等のうち、<br>・定員７人以上または車両本体価格200万円以下の乗用自動車や貨物自動車<br>・PC、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入 | × | ○ | |
| 生産性向上に資する設備投資等に「関連する経費」※ | × | ○ | 広告宣伝費（チラシの制作費）、改築費（事務室等の拡大）、汎用事務機器や什器備品（机・椅子等）の購入など |

### ※「関連する経費」とは

生産性向上に資する設備投資等を行う取り組みに関連する費用として、業務改善計画で計上された経費を指します。

**<生産性向上に資する設備投資等>**

デリバリーサービスを行っている飲食店が、機動的に配送できるようデリバリー用３輪バイクを導入

**<関連する経費>**

デリバリーサービスを幅広く周知するための広告宣伝を実施

## 助成対象経費の具体例

助成対象経費の具体例は、「生産性向上のヒント集」や厚生労働省ウェブサイトに掲載されています。

生産性向上のヒント集　検索

## 助成金支給の流れ

事業場所在地を管轄する都道府県労働局に対し、所定の様式で交付申請を行っていただきます。
労働局による申請内容の審査を経て交付決定がなされたら、申請内容に沿って事業を実施してください。
事業完了後、労働局に事業実績報告と助成金支給申請を行っていただくと、労働局による報告内容の審査を経て、助成金が支給されます。

**交付申請**
交付申請書・事業実施計画書等を都道府県労働局に提出

▶

**交付決定**
交付申請書等を審査の上、通知

▶

**事業の実施**
申請内容に沿って事業を実施（賃金の引き上げ、設備の導入、代金の支払）

▶

**事業実績報告**
労働局に事業実績報告書等と助成金支給申請書を提出

▶

**交付額確定と助成金支払い**
事業実績報告書等を審査し、適正と認められれば交付額の確定と助成金の支払いを実施

▶

**助成金受領**
ここで助成金が振り込まれます

## 注意事項・お問い合わせ等

### 注意事項

- 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- 交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は助成の対象となりません。
- 必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。

**（参考）働き方改革推進支援資金**

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に、設備資金や運転資金の融資を行っています。詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

日本政策金融公庫
店舗検索

### 昨年度からの変更点

- 事業完了期限が、2024（令和６）年２月28日※になりました。
  ※やむを得ない事由がある場合は2024（令和６）年３月31日とすることも可能です。
- 事業完了後に行う事業実績報告と支払請求の手続きを一本化し、 手続きを簡便にしました。

### 参考ウェブサイト

- **厚生労働省ウェブサイト「業務改善助成金」**
  最新の要綱・要領やQ&A（「生産性向上のヒント集」）、
  申請書作成ツールや業務改善助成金の活用事例集などを掲載しています。
- **最低賃金特設サイト**
  全国の地域別最低賃金や中小企業支援事業について掲載しているほか、サイト内の「賃金引き上げ特設ページ」では、賃金引き上げに向けた取組事例などを紹介しています。

業務改善助成金 検索

最低賃金特設サイト 検索

### お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください

**電話番号：0120-366-440**（受付時間 平日 8:30～17:15）

交付申請書等の提出先は**山口労働局 雇用環境・均等室**です
〒753-8510　山口市中河原町6番16号　山口地方合同庁舎2号館5階　電話：083-995-0390

厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare　山口労働局

（R5.4.1）